

別紙

諮問第 1821 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「中野（海沢）治山工事」及び「除ヶ澤治山工事」の施工体制台帳の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和 6 年 12 月 16 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「中野（海沢）治山工事」の施工体制台帳（以下「本件対象公文書 1」という。）及び「除ヶ澤治山工事」の施工体制台帳（以下「本件対象公文書 2」という。）を対象公文書として特定し、条例 7 条 2 号、3 号及び 4 号に該当する情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については令和 7 年 3 月 25 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 7 年 5 月 27 日に実施機関から理由説明書を、同年 10 月 30 日に審査請求人から意見書を収受し、令和 8 年 5 月 22 日（第 268 回第二部会）から同年 7 月 17 日（第 270 回第二部会）まで、3 回審議を行い、うち同年 6 月 19 日（第 269 回第二部会）に実施機関から口頭による意見を聴取した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び意見陳述における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 施工体制台帳について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）では、建設工事における元請負人が義務として行う手続等について定めており、法 24 条の 8 第 1 項は、一定の場合に、元請負人の特定建設業者に対し、下請負人の商号又は名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くことを義務付けている。

また、東京都工事施工適正化推進要綱（令和 7 年 2 月。以下「要綱」という。）では、実施機関が発注者となる工事について、その金額の多寡にかかわらず、受注者である元請負人が下請負契約を締結した工事については、実施機関の監督員が施工体制台帳の確認を行うことを定めている。

イ 本件不開示情報について

本件対象公文書 1 及び 2 は、実施機関が発注した 2 件の工事について、元請負人が、法及び要綱の規定により実施機関に対して提出した施工体制台帳である。実施機関は、条例 7 条 2 号、3 号及び 4 号に該当することを理由として、一部を不開示とする本件一部不開示決定を行った。

審査会は、上記不開示部分と根拠規定との対応関係を別表のとおり整理した上で、以下、本件不開示情報 1 から 4 について、その不開示の妥当性を検討する。

ウ 本件不開示情報 1 の不開示妥当性について

本件不開示情報 1 は、受注者等の印影である。審査会が見分したところ、当該印影は、施工体制台帳及びその付属書類に押印されたものであり、当該事業者等の確認又は意思表示を示す外形を有するものと認められる。印影は、これを公にした場合、複製又は転用により、当該事業者等の名義を用いた文書の偽造等に利用されるおそれを否定できないことから、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があ

ると認められる。

したがって、本件不開示情報 1 は条例 7 条 4 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 本件不開示情報 2 の不開示妥当性について

本件不開示情報 2 は、健康保険、厚生年金及び雇用保険の事業所整理記号等、1 号特定技能外国人従事状況、監理技術者又は主任技術者の資格内容欄、注文書及び注文請書における支払条件欄等の情報である。審査会が見分したところ、これらはいずれも元請負人、下請負人又は再下請負人の労務管理及び取引条件その他の内部管理に関する情報であり、通常公にされていないものと認められる。特に、監理技術者又は主任技術者の資格内容欄は、当該事業者が当該工事にどのような資格又は実務経験を有する技術者を配置しているかを示すものであり、これを公にすると、当該事業者の技術者配置、施工体制又は技術者保有状況を推知させることとなり、その競争上等の地位が損なわれると認められる。

したがって、本件不開示情報 2 は条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

オ 本件不開示情報 3 の不開示妥当性について

本件不開示情報 3 は、現場代理人名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名、監督員名、施工体系図に記載のある作業員の氏名を除く事項、監理技術者資格者証に記載された生年月日、住所、顔写真、交付番号、有効期限その他の情報並びに監理技術者又は主任技術者の資格内容欄である。審査会が見分したところ、これらはいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

したがって、本件不開示情報 3 は条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

カ 本件不開示情報 4 の不開示妥当性について

本件不開示情報 4 は、注文書及び注文請書の金額欄等に記載された、元請負人と下請負人との間又は下請負人と再下請負人との間で締結された下請負契約、再下請負契約の金額及びその内訳である。

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、特に本件対象公文書 2 における本件不開示情報 4 について、治山工事の公共性に鑑み、当該工事の施工体制に法 22 条で禁止されている一括下請負の可能性があり、当該違反がある場合には安全管理等の支障により都民生活に重大な影響を与えるおそれがあることから、当該違反の有無を確認するための客観的資料として本件不開示情報 4 が必要であるため、条例 7 条 3 号ただし書ロに該当する旨主張する。

また、契約金額は事業者の営業上の情報ではあるものの、工事により見積条件が異なること、法 13 条により公衆の閲覧に供される工事経歴書に類似の情報が掲載されているため、特定の工事の契約金額の総額のみ開示しても事業者の競争上の地位を害するとまではいえず、不開示理由は不当である旨主張する。

(イ) 実施機関の説明

実施機関は、一括下請負の該当性について、元請負人が施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理等について実質的に関与しているか否かにより判断されるものであり、要綱に基づく監督における確認状況として、当該工事について一括下請負の事実はないと説明する。

また、実施機関は、実施機関と元請負人との契約については積算内訳が細部まで公表されており、開示済みの施工体系図により各事業者の担う工種等が明らかになっていることから、本件不開示情報 4 を公にすると、下請負人のコスト水準が高精度に推知可能となると説明する。その結果、当該下請負人の将来の競争上の地位が損なわれるとともに、元請負人の利益率も同様に推知可能となり、元請負人の将来の競争上の地位も損なわれるとの説明があった。

さらに、実施機関によれば、本件対象公文書に記載された契約金額は、施工体制台帳の提出時点において確認した下請負契約及び再下請負契約の金額である一方、工事経歴書は事業年度終了後に作成される書類であり、そこに記載される請負金額が本件対象公文書に記載された金額と当然に同一であるとはいえず、開示の判断に影響を及ぼすものではないとのことであった。

(ウ) 審査会の検討結果

a 条例7条3号本文該当性について

本件不開示情報4は、元請負人と下請負人又は下請負人と再下請負人の事業者間の契約金額及びその内訳である。これを公にすると、当該事業者の見積方法、価格設定、原価構成等に関する情報を推知させることとなるため、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する旨の実施機関の説明は首肯できる。

また、工事経歴書に類似の情報が掲載されていることをもって開示の判断に影響を及ぼすものではないとする実施機関の説明についても不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件不開示情報4は、条例7条3号本文に該当すると認められる。

b 条例7条3号ただし書ロ該当性について

検討するに、一括下請負の該当性は、契約金額の多寡のみで直ちに判断されるものではなく、元請負人が施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理等に実質的に関与しているか否かを含め、施工の実態に即して判断されるものであり、要綱に基づく監督における確認の結果、当該工事について一括下請負の事実は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

以上を踏まえれば、条例7条3号ただし書ロは、違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報の開示を定めたものであるところ、一括下請負の存在を前提とする審査請求人の主張は、その前提を欠くものである。

したがって、本件不開示情報4は、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

c 条例7条3号ただし書イ及びハ該当性について

本件不開示情報4は、その内容及び性質に照らし、人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要である情報であるとは認められず、条例7条3号ただし書イに該当しない。また、消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認めるべき事情もないことから、同号た

し書ハに該当するとも認められない。

以上のことから、本件不開示情報4は、条例7条3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件不開示情報

番号	本件一部開示決定における不開示部分	根拠規定
1	受注者、元請負人、下請負人、再下請負人、現場代理人の印影	7条4号
2	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の事業所整理記号等、1号特定技能外国人等の従事状況、監理技術者又は主任技術者の資格内容欄、注文書及び注文請書の要項、注文条項、特記条項及び支払条件・方法欄等	7条3号
3	監理技術者又は主任技術者の資格内容欄、施工体系図に記載のある作業員の氏名を除く事項、現場代理人名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名、監理技術者資格者証の生年月日、住所、顔写真、交付番号等	7条2号
4	注文書及び注文請書の金額欄、内訳（工種、仕様、単位、数量、単価、金額、摘要等）	7条3号

なお、監理技術者又は主任技術者の資格内容欄については、当該技術者の資格又は実務経験に関する個人情報であるとともに、事業者の技術者配置又は施工体制に関する情報でもあるため、本件不開示情報2及び3の双方に該当するとしている。